

意見書

平成 21 年 9 月 7 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
えべ つとむ
代表取締役社長 江部 努

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の答申(案)に関する当社意見

	答申案	当社意見
<p>第2章 モバイル市場の 公正競争環境の 整備</p> <p>1. 第二種指定電 気通信設備制度 の検証</p> <p>(1) 規制根拠・規 制内容</p>	<p>○ 電波の割当を受けた事業者のネットワークについて、一種指定制度と同様のボトルネック性を認め、これを規制根拠としてすべての携帯事業者を二種指定制度の対象とすることは、以下の点から適当でない。</p> <p>ア. モバイル市場には、固定網と異なり、加入者回線を含めて自らネットワークを構築して全国レベルで事業展開を行う携帯事業者が複数存在していることから、利用者・接続事業者双方にとって、ネットワークの代替性が存在していること</p> <p>イ. 固定通信市場でも、ボトルネック性の存在は、すべての事業者の加入者回線ではなく、シェア50%を超える事業者の加入者回線にのみ認められており、モバイル市場において、端末シェアと無関係に、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるかについては慎重な判断が必要であること</p> <p>ウ. また、モバイル市場では、2007年に新規事業者も参入し、設備競争やサービス競争が活発に行われる中で、サービスの多様化や利用者料金の低廉化等が一定程度進展している状況にあり、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるほど、公正競争環境が阻害されているとは言えないこと</p> <p>○ 「着信ボトルネック」規制の考え方を導入する場合には、個々の事業者のネットワークごとに市場(着信呼市場)を画定する考え方の適否について検討が必要になるとともに、我が国とEUでは、そもそも市場画定の単位や市場支配力の認定方法等が異なるため、我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性を図ること等も必要となることから、「着信ボトルネック規制」については、これらの点について更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが必要と考えられる。</p>	<p>■ 携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があると考えます。</p> <p>したがって、第二種指定電気通信設備規制の根拠は、固定電話市場のような設備のボトルネック性の有無に着目するのではなく、有限希少な電波を利用して自らのネットワークの利用者に対する着信呼市場において強い価格交渉力等の市場支配力を有していることに着目すべきであることから、第二種指定電気通信設備制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。</p> <p>■ 特に、ソフトバンクモバイル殿については、</p> <p>① 先般第一種指定電気通信設備とされたひかり電話の契約者数よりもはるかに多い約2,000万もの契約者数を有しており、お互いに接続料を支払いあう関係にある固定系の事業者からみると、その影響力は非常に大きいこと</p> <p>② 携帯電話事業者の中で最も接続料が高く、新規参入事業者であるイーモバイル殿と比較しても約2割も高いこと</p> <p>③ 固定系の事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方で、自社やグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料によって補填し公正競争を阻害しているだけでなく、他事業者ユーザの利益を不当に損ねている懸念があること</p> <p>から、第二種指定電気通信設備制度の対象とすべきであると考えます。</p>

	答申案	当社意見
(5)その他	<p>○ 二種指定事業者か否かにかかわらず、電波の割当を受けていないMVNO等との関係では、電波の割当を受けた事業者のネットワークは、一定の不可欠性を帯びる面はあるが、1(1)1)で述べたように、現時点では、二種指定制度の規制根拠の見直しまでは必要ないと考えられること、また二種指定事業者以外の事業者であるソフトバンクモバイルからは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理することが適当である。</p> <p>○ 二種指定事業者については、今回、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定され、これに基づき、接続料の算定及び算定結果の届出・公表等を行うこととなることを踏まえ、二種指定事業者以外の事業者についても、二種指定事業者による取組と同様の取組を行うことが適当であり、検証可能性に留意した上で積極的な対応が求められるところである。</p> <p>○ 第5章で述べるように、非指定事業者については、指定事業者との間の接続料水準差が接続料算定上の課題として提起されているところであるが、二種指定事業者以外の事業者が、二種指定事業者に対して請求することが適当な接続料水準の在り方については、今回の接続料の算定方法や算定結果の検証方法の見直しを踏まえた各事業者の取組状況を注視・検証しつつ、引き続き検討を深めることが必要である。</p>	<p>■ 当社としては、以下の観点から、今回策定する接続料算定等に係るガイドラインについては、第二種指定電気通信事業者だけでなく、全ての携帯電話事業者を対象にさせていただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話市場は、固定電話市場の2倍以上の1億1千万契約を有する巨大な市場に成長し、社会経済的に非常に大きな影響力を有するようになっていること。 ・ 携帯電話の接続料について、事業者間の水準格差が拡大していること。これは、お客様には着信先の事業者を選択できない(着信先の事業者がどこかも分からない)ため、着信側事業者が自らの接続料を低廉化するインセンティブが働きにくいという構造も一因となっているものと考えられること。 ・ 自社やグループ内の通話料を無料としている事業者は、無料サービスの財源を、他事業者に適用する接続料を割高に設定することによって補填されている懸念があること。 ・ そもそも携帯電話は国から有限希少な電波の割当を受けた限られた事業者が提供するものであることから、EUでは、モバイル音声着信市場をSMP規制の対象とし、全ての携帯電話事業者の接続料を規制していること。 <p>■ 仮に、今回、答申案のとおり、第二種指定電気通信設備事業者以外の事業者については、本ガイドラインに基づく接続料算定を自主的な取組みに委ねることとした結果、接続料算定の適正性・透明性の向上が図られない、事業者間の接続料格差が縮小しない等、現在の携帯電話接続料の問題点が解消されない場合には、総務省殿において直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正させていただきたいと考えます。</p>

	答申案	当社意見
(3) 接続料算定の考え方	<p>○ 接続料算定の適正性・透明性の向上を図る観点から、接続料算定の考え方を整理することが必要であるが、当該整理の範囲については、一種指定制度における接続料算定の枠組み等を参考として、「①接続料原価算定のプロセス」、「②適正原価の範囲」、「③適正利潤の範囲」、「④需要の算定」とすることが適当である。</p> <p>○ 当該整理に際しては、一種指定制度も、制度創設以降、累次の見直しを経て、現在の接続料算定の考え方が整理されてきたことを踏まえ、二種指定制度でも、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することを主眼とし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくという方針を採用することが適当である。</p> <p>○ 接続料算定の考え方については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において規定することが適当である。</p> <p>○ 当該ガイドラインは、2009年度内に策定・公表することとされていること、また、次期接続料(2009年度接続料)では、従来算入されていた端末販売奨励金が全額控除されて接続料の引き下げが一定程度期待できることから、当該ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料(2010年度接続料)から行うことが適当である。</p>	<p>■ 接続料算定等に係るガイドラインの策定にあたっては、接続料原価に含めるべきコスト範囲や接続料算定の手順等を厳密に定めることで、極力曖昧さを排除していただくとともに、全ての事業者の接続料算定が同じ基準で行われるようにしていただきたいと考えます。</p> <p>■ その上で、総務省殿においては、徹底した検証を実施いただくとともに、接続料を支払う事業者においても検証が可能となるよう、全ての携帯電話事業者を対象に、接続料算定の透明性確保の観点から、できる限り情報開示が行われるようにしていただきたいと考えます。</p> <p>■ 特に、相対的に高い接続料を設定している事業者(KDDI殿やソフトバンクモバイル殿)については、算定根拠等を開示するほか、他の事業者の接続料よりも高い理由の説明や、自社内や自グループ内の固定電話を含む無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等についても説明を義務付け、総務省殿において厳密にチェックすることについてガイドラインに盛り込んでいただきたいと考えます。</p> <p>■ その結果、携帯電話事業者の接続料算定や設定の方法が公正競争を阻害する場合等、当該ガイドラインに違反している場合には、総務省殿において、速やかに当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。</p> <p>■ 当社としては、携帯電話事業者の接続料について、できるだけ早期に接続料算定の適正性・透明性の向上が図られる必要があると考えており、2009年度の携帯電話事業者の接続料についても、接続料算定等に係るガイドラインに基づき算定がなされるべきであると考えます。</p>

	答申案	当社意見
<p>第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備</p> <p>1. FTTxサービス</p> <p>(1)FTTHサービスの屋内配線</p> <p>1)法的位置付け</p> <p>①戸建て向け屋内配線</p>	<p>○ NTT東西のFTTHサービスについて、その戸建て向け屋内配線は、NTT東西が自ら設置するため、NTT東西のFTTHシェア(約74%)と戸建て向け屋内配線のシェアは、基本的に同水準になると考えられる。このようなボリュームを有するNTT東西の屋内配線について、後述する接続事業者による転用を想定すると、その適切かつ公平な利用条件を確保し、利用者がサービス提供事業者を柔軟に変更可能な環境を整備することが、FTTH市場の事業者間競争を促進する上で重要となる。</p> <p>○ また、そもそも外壁の内外で位置付けを違える取扱いに合理性を見出すことは困難であるが、この取扱いの下では、引込線と屋内配線の帰属する部門が異なることとなるため、両部門を抱えるNTT東西は、引込線と屋内配線で工事が1回で済むのに対し、接続事業者は、引込線と屋内配線で工事が2回必要になるおそれがある。利用者獲得の際に、工事が1回で可能か否かは重要な要素となるため、NTT東西と接続事業者が同等の条件で競争可能な環境を整備する観点からも、外壁の内外で位置付けを違える現行の取扱いは適正化・明確化が必要と考えられる。</p> <p>○ NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当であり、現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適当と考えられるが、具体的な接続条件の設定に当たっては、屋内配線が利用者宅内に設置されている点に留意することが必要と考えられる。</p>	<p>■ 屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、戸建て・マンション向けを問わず、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>①屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>②現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>③また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者におかれても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p> <p>■ また、当社は、既に他事業者の屋内配線の貸出し要望にお応えし、屋内配線の貸出しを実施しており、第一種指定電気通信設備として規制する必要はないと考えます。</p> <p>■ なお、仮に、今回NTT東西の屋内配線を第一種指定電気通信設備に該当すると整理する場合には、答申案のとおり、具体的な接続条件の設定にあたっては、屋内配線がお客様宅内にあり、お客様の支配下にあることから、屋内配線の撤去等お客様の意向に従わざるを得ないという点についても留意することが必要であると考えます。</p>
<p>②マンション向け屋内配線</p>	<p>○ 現在、NTT東西は、マンション向け屋内配線について光配線方式を推進しており、今後NTT東西が設置する屋内配線の増加が予想されるため、現在、NTT東西のマンション内既設屋内配線は、「接続を円滑に行うために必要な事項」として、利用料や利用手続等が接続約款の記載事項となっていることにかんがみ、引き続き同様の位置付けに整理することが適当である。</p>	

	答申案	当社意見
2) 転用ルールの扱い	<p>ア 戸建て向け屋内配線</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内配線の転用には、利用者宅外壁へのキャビネットボックスの設置・汎用化、利用者宅内への光コンセントの設置・汎用化、屋内配線の権利の帰属関係など、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項があることから、これらの事項について、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理した上で、転用ルールの整備に活用することが適当である。 ○ NTT東西の屋内配線を他事業者が転用する場合だけでなく、他事業者の屋内配線をNTT東西が転用する場合も考えられる。このため、転用ルールの整備に当たっては、他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。 ○ 加入光ファイバの転用は、「引込線＋屋内配線」の転用も考えられるが、これには、切替ポイントの差異に伴うケーブル長の不足等の問題があるため、今後の屋内配線の転用状況や事業者の要望等を踏まえ、必要に応じ検討を行うことが適当である。 <p>イ マンション向け屋内配線</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東西のマンション向け屋内配線については、現在「接続を円滑に行うために必要な事項」として、その転用がルール化の対象となっている点を踏まえ、これをベースとして、転用ルールの充実・改善等を行うことが必要である。具体的には、接続約款において、利用料だけでなく、具体的な転用手続や条件等の具体的内容を定めることが適当であり、また、現在、NTT東西のシングルスター方式の加入光ファイバとセットでなければ、屋内配線の転用を受けられない扱いについて、屋内配線単独で転用を受けられるように取り組むことが適当である。 ○ この際、マンション向け屋内配線についても、戸建ての場合と同様、転用をする際に、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項があることから、転用ルールの整備に当たっては、これらの事項 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋内配線は、先述したとおり、提供形態や設置主体が様々であり、事業者によって仕様や工法も異なっていることから、接続ルールとして全事業者を対象にした統一・画一的なルールの整備は困難であると考えます。また、現在、当社の屋内配線の転用をご要望されているのはKDDI殿だけであり、他の電力事業者やCATV事業者からはご要望をいただいていない状況です。したがって、屋内配線の転用については、実際に転用を要望されているKDDI殿との間で、お客様の意向を踏まえながら、柔軟かつ具体的な実現方法等を個別に調整することが現実的であると考えます。 ■ また、答申案にもあるように、相互に屋内配線を転用できることが重要であり、そのためには、KDDI殿においても、当社の屋内配線と同等の仕様・施工レベルでの屋内配線の敷設や、光コンセント化を推進していただくとともに、その転用手続きや料金等の提供条件についても当社と同等としていただくことにより、当社の屋内配線だけが一方的に転用されるのではなく、実質的に相互に利用できるようにしていただく必要があると考えます。

	答申案	当社意見
	<p>について、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理することが適当であり、また他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。</p>	
<p>(2)ドライカップのサブアンバンドル (FTTRサービス)</p>	<p>○ FTTRには、ドライカップ接続料の上昇を抑制する効果が期待可能であるが、これに加えて、現在FTTH市場でNTT東西のシェアが継続的に高まっている状況の中で、FTTx市場での競争促進手段としての役割や、過疎地等でのブロードバンドサービス提供手段としての役割も期待し得ることにかんがみれば、FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当と考えられる。</p> <p>○ サブアンバンドルした下部区間の保守のために、上部区間が必要となる点についてコスト負担の在り方が問題となるが、以下の点を踏まえると、FTTRの提供事業者が、下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストを負担すれば、上部区間のコストをすべて負担させる必要はないと考えられる。</p> <p>① 上部区間を保守に利用すると言っても、常時利用するのではなく、接続事業者のサービス提供に支障が生じた場合であって、NTT東西の役務区間の障害等が原因と判断されたときに限り、障害箇所を特定するために一時的に利用するものに過ぎないこと</p> <p>② また、そもそもドライカップ接続料は、故障箇所の特定期間や修理費用が含まれた料金となっているので、サブアンバンドルメニューで下部区間の接続料を支払えば、下部区間に係る故障箇所の特定期間や修理費用を負担していると考えることが可能であること</p>	<p>■ 下部区間を効率的に保守・運用するためには、常時上部区間を維持しておく必要があり、上部区間を使用している以上、上部区間に係るコストについては、下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストに限らず、全て負担していただく必要があると考えます。</p> <p>■ 仮に、上部区間を使用しながら下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストだけの接続料とした場合、FTTRに係るそれ以外の上部区間のコストを他のドライカップ接続料等で負担することになり、適正なコスト負担に反するとともに、FTTRとドライカップとの間の利用の公平性を欠くことから、問題が大きいと考えます。</p> <p>■ また、政策的に、FTTRサービスだけを実際にかかったコスト以下で提供できるようにすることは、他のブロードバンドサービス (FTTH、CATV、DSL等) との競争中立性を阻害するとともに、当社だけでなく、電力系事業者やCATV事業者等、自ら設備構築してブロードバンドサービスを展開している設備構築事業者の投資インセンティブを損ねることになり、ブロードバンドサービスの発展・普及に支障が生じるものと考えます。</p> <p>■ なお、答申案において、「FTTRの新規需要が拡大し、下部区間だけでも需要増となれば、メタル芯線の利用効率が高まり、通常のドライカップの接続料の低廉化につながる」旨の考え方が示されていますが、平成21年4月末時点のFTTR施設数は約120回線程度 (東西計) であり、かつ平成21年2月以降は減少傾向にあるため、今後、FTTRの新規需要が拡大し、通常のドライカップ接続料の低廉化につながるとは言えないものと考えます。</p>

	答申案	当社意見
2. DSLサービス (1)電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み	<p>①回線名義人の権利保護</p> <p>○ 回線名義人の意思に反するDSL契約の申込みが行われた場合、その解除の手続を検討する際には、回線名義人の権利保護を尊重しつつ、DSLサービスの提供事業者事前に情報提供が行われるように留意することが適当である。</p> <p>②申し込みスキームに係る改修費用等の負担</p> <p>○ DSL事業者の中でも、今後の事業計画に差異があることを想定すると、単純に回線管理運営費に改修費用等を算入して、事業者名申込みスキームの利用の如何にかかわらず負担することとするのではなく、当該スキームを利用する事業者か否かによって、回線管理運営費を区別して設定することが、事業者間の公平性確保の観点から適当と考えられる。</p>	<p>■ 当社は、DSL申込者と電話契約者との名義不一致に係る課題を抜本的に解決するための策として、2年前から、電話重畳型DSLサービスの事業者名申込みのスキームを提案・協議し、昨年末以降、当該スキームを採用されるか否かについてDSL事業者のご判断をお待ちしているところです。</p> <p>■ 当社としては、当該スキームの採用について、費用負担を含めDSL事業者間で合意され、当該事業者からご要望があれば、システム改修や電話サービス契約約款の改正等、所要の準備を進めていく考えです。</p>
(2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)	<p>○ 接続事業者から提案のある加入電話の請求書に回線名義人情報を記載する案は、個人情報保護の観点から適当ではないが、回線名義人情報の更新が必要となるのは、回線名義人と請求書送付先が異なっている場合が多いと考えられること等から、このような場合に焦点を当てた周知方法を採用することが適当である。</p> <p>○ 具体的には、NTT東西においては、回線名義人と請求書送付先が異なるか否かを調査した上で、回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組を行うことが適当である。</p> <p>○ なお、回線名義人情報の洗い替えについては、NTT東西から他事業者も含めて同様の取扱いが必要との意見が示されている。この点、上記のように、NTT東西以外の事業者も、個人情報の保護に関する法律等に基づき、契約者情報を最新かつ正確に保つように努めることが必要とされていることにかんがみ、回線名義人情報の洗い替えに適時適切に取り組むことが適当である。</p>	<p>■ 当社は、従前よりお客様に名義人情報を最新化していただくよう注意喚起するため、請求書に当該案内を同封(累計8,000万通以上)したり、当社ホームページのトップページ等に当該ご案内を掲載してきているところです。</p> <p>■ 当社としては、電話重畳型DSLサービスの事業者名申込みのスキームが導入されれば、名義人確認に係る諸問題については抜本解決が図られるものと認識しておりますが、当該スキーム導入までの間に、名義人情報の最新化のために新たな取組みを実施する場合には、極力費用のかからない方法を採用することにより、接続料が上昇することがないようにすべきであると考えます。</p> <p>■ なお、事業者間相互での番号ポータビリティの増加に伴い、お互いに名義人を確認する必要が生じており、名義人情報の最新化は、答申案のとおり、NTT東西以外の事業者も、適時適切に取り組む必要があると考えます。</p>

	答申案	当社意見
<p>3. 固定ネットワークインフラの活用</p> <p>(1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置</p> <p>1) WDM装置の既設区間</p>	<p>ア 貸出ルールの扱い</p> <p>○ WDM装置の設置区間は、中継ダークファイバとしてはDランク区間であっても、空き波長が存在している場合があり、当該設置区間は、今後NGNの提供エリアの拡大に伴い増加することが想定される状況にある。当該空き波長の貸出には、WDM装置の新設の場合と異なり、既存利用者の収容替え等の問題が生じることもなく、以下のようなメリットがあることにかんがみれば、総務省においては、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当である。</p> <p>○ なお、これまで空き波長の利用実績が存在しなかったのは、その貸出ルールが存在しなかったことに加えて、WDM装置の設置区間の情報など貸出を受ける事業者が必要とする情報が開示されていなかった点も影響していると考えられるため、後述するように、貸出ルールの整備に併せて、情報開示のルールについても整備することが必要である。</p> <p>ウ 情報開示ルールの扱い</p> <p>○ 他方、空き波長の常時把握・随時更新には、システム化が必要であっても、WDM装置の設置区間か否かの情報の事前開示には、それほどコスト・時間を要しないと考えられることから、総務省においては、特に中継ダークファイバの空き芯線がない区間について空き波長の利用を求める事業者が多いと考えられる点を踏まえつつ、事前開示に要する時間・コストとの関係で、事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理をした上で、可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが適当である。</p>	<p>■ WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせ、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はありません。</p> <p>また、当社は、従前より「中継ダークファイバの空き芯線がない区間において、既にWDM装置が設置されており、空きがある場合は、他事業者に貸し出しを行う」旨表明しており、新たに貸出ルールの整備を行う必要はないと考えます。</p> <p>■ 仮に、貸出ルールの整備を行うとしても、中継ダークファイバの空きがある区間については、他事業者は当該空き芯線を利用すればよいことから、情報開示を含めた貸出ルールの整備の対象は、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に限定していただきたいと考えます。</p> <p>■ 当社は、既に、中継ダークファイバの空きの無い区間における代替手段のコンサルティングにより他事業者の具体的なご要望を踏まえた個別の情報開示を実施しております。</p> <p>また、事前に情報開示を行うためにはシステム化等のために相応のコスト及び準備期間が必要となりますが、先述のコンサルティングを要望された事業者が現在に至るまで2社のみであることに鑑みれば、費用対効果の観点から、コストのかかる事前情報開示ではなく、従来どおり、具体的な事業者要望を踏まえた個別の情報開示が適切な開示方法であると考えます。したがって、新たに情報開示告示の改正を行う必要はないと考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<p>イ 接続料算定上の扱い</p> <p>○ 中継ダークファイバを1芯として利用する場合は、接続事業者は、自社の利用目的に応じ最適な伝送装置を選定することにより、自由に伝送方式や伝送容量を設定・変更することが可能である一方、波長分割後の1波長を利用する場合は、伝送方式や伝送容量等が、NTT東西のWDM装置の仕様によって限定されることになり、両者は利便性や効用が異なることにかんがみれば、中継ダークファイバの1芯と波長分割後の1波長は、同一の単位として捉えるべきでないと考えられる。</p> <p>○ 通信速度単位で貸出しを行うWDM装置とメートル単位で貸出しを行う中継ダークファイバでは、貸出単位が異なり、WDM装置の費用を中継ダークファイバの接続料原価に算入した形での接続料設定は困難と考えられるため、WDM装置の費用は、中継ダークファイバの接続料原価に算入することは適当ではないと考えられる。また、WDM装置の種類・容量・空き波長は、区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当であり、その単金化は、今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当である。</p> <p>○ 未利用芯線のコストは、加入光ファイバ接続料やドライカットパ接続料でも、接続料原価に算入され、接続事業者が負担していることとの平仄を考えれば、一波長の接続料は、未利用波長について接続事業者が応分の負担をすることとなる「b.当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用し、この割合を接続事業者が負担する形で設定することが適当である。</p>	<p>■ WDM装置の接続料算定にあたっては、答申案のとおり、適正なコスト負担の観点から、WDM装置の費用は、中継ダークファイバの接続料原価に算入するのではなく、当面は、個々の区間ごとに設定することとし、未利用波長について接続事業者が応分の負担をすることとなる「当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用し、この割合を接続事業者が負担する形で設定することが適当であると考えます。</p>
2)WDM装置の未設区間	<p>○ Dランク区間でネットワークを構築する場合は、他の選択肢も含めて最も合理的な選択肢を検討することが必要であること、また今回、WDM装置の既設区間における空き波長の貸出ルールを整備するため、まずはその利用状況等を踏まえてWDM装置に対する実需要を把握することが必要であることから、現時点でWDM装置の設置を義務化することは適当ではない。</p>	<p>■ 現行の接続ルールは、既設の設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、当社が自ら使用しない設備まで設置することを強制するものではないと考えます。したがって、答申案のとおり、未設区間にWDM装置の設置を義務化することは適当でないと考えます。</p> <p>■ なお、答申案において、「Dランク区間での代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当」とされております</p>

	答申案	当社意見
	<p>○ NTT東西からも、国や自治体等で費用負担することを前提に、WDM装置の設置を検討する考えが示されているが、現在、WDM装置の新設は、Dランク区間での代替手段のコンサルティング手続の対象外となっているため、NTT東西においては、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高める観点から、代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当である。</p>	<p>が、当該区間でWDM装置を設置するためには、空き芯線を捻出する必要があり、そのためには、既存回線の収容替えに伴ってサービス中断が発生するため、事前にお客様や他事業者から同意を得る必要があります。それには相応の費用や期間が必要になることから、通常は、現実的な方法ではないと考えますが、要望があれば、より現実的な方法を含めコンサルティングしていく考えです。</p>
<p>(2) 中継ダークファイバに係る経路情報の開示</p>	<p>○ 経路情報の事前開示については、接続事業者にとっては、ネットワークの異経路構成を事前に確認できるようになるため、セキュリティの確保された信頼性のあるサービスを利用者に対し提供することが可能となる一方、経路情報のデータベース化が必要となり、これには一定のコストを要するだけでなく、事業者の要望に応じて更に個別の調査が必要となることもあり得るところである。加えて、経路情報の開示には、セキュリティ上の問題が懸念されることから、他に同等の効果が得られる代替的な手段がある場合は、経路情報を開示することが必須とまでは言えない。</p> <p>○ 異経路構成の確認については、現在、NTT東西が事業者の個別の要望に応じて実施しているところであり、これを用いれば、事前に経路情報を開示しなくても、接続事業者は、同様の効果を得ることは可能である。しかし、現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当である。</p> <p>○ NTT東西は、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うように接続約款上措置することが適当である。</p>	<p>■ 当社はこれまでも既設の中継ダークファイバの異経路構成の確認や、新設する中継ダークファイバの異経路構成の確保要望について、他事業者の要望内容に応じて、必要な実費をご負担いただいた上で実施しており、既に他事業者からの要望に十分対応できているものと考えております。</p> <p>■ また、先述の対応については既に他事業者へ公表し、その費用は実費をご負担いただいていることから、現時点においても手続・費用等は適正かつ透明であり、改めて接続約款上措置する必要はないと考えます。</p> <p>■ なお、経路情報の事前開示については、先述したとおり、既に既設の異経路構成の確認要望や新設の異経路構成の確保要望に十分対応できていること、事前情報開示を実施するためには経路情報のデータベース化等に相当の費用がかかり、当該費用を負担してまで事前開示を要望する事業者がいないと想定されること、また経路情報の開示にはセキュリティ上の問題が懸念されることから、必須とは言えないと考えます。</p> <p>■ 異経路構成の保証については、当社が既に実施している支障移転工事時における対象回線の接続事業者への事前通知により、接続事業者側で当該通知と過去に異経路構成を確認した回線情報を照合することで、他事業者自ら支障移転工事の対象回線が異経路構成であるか否かを確認することが可能であること、また、追加コストが不要であることから、当該通知にて対応することが適切と考えます。</p> <p>なお、当該通知は、ダークファイバ提供当初から既に実施しており、改めて接続約款上措置する必要はないと考えます。</p>

	答申案	当社意見
<p>第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備</p> <p>1. 通信プラットフォーム機能のオープン化</p> <p>(2) 固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能</p>	<p>①プレゼンス情報提供機能</p> <p>○ まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であり、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。総務省においては、他事業者の要望状況やNTT東西との協議状況等を注視し、他事業者が提供を要望する情報内容が、SIPサーバで把握可能な情報であれば、他事業者の要望内容について技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した上で、当該情報を提供する機能をアンバンドルするよう所要の措置を講じることが適当である。</p> <p>②セッション制御機能</p> <p>○ まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であり、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。総務省においては、他事業者の要望状況やNTT東西との協議状況等を注視し、他事業者の要望内容について技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した上で、セッション制御機能をアンバンドルするよう所要の措置を講じることが適当である。</p>	<p>■ 当社は、当社のNGN上でお客様が多様なサービスをご利用していただけるようにしていきたいと考えておりますが、プラットフォーム機能については、現時点、答申案に記載されている「プレゼンス情報提供機能」「セッション制御機能」を含め、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。したがって、答申案のとおり、まずは、要望される事業者において要望内容を具体化していただきたいと考えます。当社としては、具体的な要望内容を教えていただければ、実現に向けて積極的に対応をさせていただきたいと考えておりますが、その実現方法については、国際標準化動向も踏まえ、NNIIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していきたいと考えます。</p> <p>■ また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</p>
<p>第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p> <p>1. 接続料算定上の課題</p> <p>(1) 指定事業者と非指定事業者の</p>	<p>○ そもそも接続料水準が不当に高額である場合は、その分利用者料金に転嫁することに解決を求めるのではなく、不当に高額な接続料の是正に向けて取り組むことが本筋であり、事業者からも、番号ポータビリティ導入以降、番号による着信事業者の識別ができない状況を踏まえ、利用者利便の観点から着信先によらない統一的な利用者料金を設定している等の意見が示されていることから、利用者へ転嫁する結果となる利用者料金で調整を行う考え方は、適当ではないと考えられる。</p> <p>○ 不当に高額な接続料を設定する点に着目した措置が必要となるが、この点、接続拒否は、これまでサービス提供を受けてきた利用者に対する影響を考えると適当ではなく、また二種指定事業者に指定することも、不当に高額な接続料設定を行うこと自体が指定の根</p>	<p>■ 固定電話市場においては、当社の接続料だけが規制され、他事業者の接続料は全て非規制となっており、携帯電話の場合と同様に、非規制の事業者が不当に高額な接続料を設定する可能性があるという構造的な問題を抱えています。具体的には、ほとんどの固定電話事業者は当社と同水準の接続料を設定していただいておりますが、KDDI殿は、当社の接続料が高いと主張されている一方で、自社サービスの接続料については、当社接続料よりも高い接続料を設定されています。また、自社内の通話料を無料とするサービスを提供されており、無料サービスの財源を、他事業者に適用する接続料を割高に設定することによって補填し公正競争を阻害しているだけでなく、他事業者ユーザの利益を不当に損ねている懸念があります。したがって、固定電話事業者、特に当社の接続料よりも高い接続料を設定している事業者については、携帯電話の場合と同様にガイドラインを適用</p>

	答申案	当社意見
接続料水準差	<p>拠とはならないため、適当ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業者と非指定事業者との間では、「事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造」が形成されることになる点を踏まえると、一定の制約が自ずと存在すると考えることも可能であるが、事業者からは、コストベース、着信先によらない統一的な利用者料金設定に支障を与えない範囲等の基準を提示する意見から、そもそも基準の設定は困難との意見まで様々なものが示されており、具体的な判断基準については、引き続き議論を深めた上で設定することが適当と考えられる。 ○ 一部の非指定事業者が設定する接続料水準を巡って提起・議論されてきた面があるが、二種指定事業者に係る公正な接続料算定ルールが確立されれば、当該事業者も、自主的な情報開示等を積極的に実施する考えを示している。この点、第二章において、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当とし、これにより現行の接続料水準差の適正化が期待される場所であるため、この観点からも、本項の問題については、まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当と考えられる。 ○ なお、「不当に高額な接続料」の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められる。 	<p>し、算定根拠等を開示するほか、他の事業者の接続料よりも高い理由の説明や、無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等についても説明することをガイドラインに盛り込むとともに、総務省殿において厳密にチェックする仕組みを講じていただきたいと思います。</p>
(2)ビル&キープ方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、指定事業者が接続料を設定する双方向型機能は、音声通話機能のみであることから、精算コストを削減する観点から現行の接続料精算方法を変更することの必要性は乏しいと考えられる。しかし、今後、双方向型のデータ通信機能に関する接続料設定が行われ、動画等の相互配信が行われるようになる場合は、相互に接続料を精算することに伴う課題が実際に生じ、改めて接続料算定の在り方を検討することが必要となることもあり得るので、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ビル&キープ方式は、「逆ザヤ問題」を回避できる点、接続料の精算コストが不要となる点、他社接続料の水準に左右されず、自社でコントロール可能な自網区間のコストだけで柔軟な利用者料金を設定することが可能になる点において、優れた方式であり、答申案のとおり、引き続きビル&キープ方式の導入の在り方について検討を深めていくことが必要であると考えます。

	答申案	当社意見
	<p>式の導入の在り方について検討を深めることが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の事業者から、ビル&キープ方式の適用基準に通信量の均衡を採用することは不相当との意見が示され、その理由として、事業者ごとにネットワークコストが異なることを考慮できないことが挙げられていることにかんがみると、ヒストリカルコストとは無関係に、指定事業者と接続事業者のネットワークコストが同額であると擬制する考え方に理解を得ることは困難と考えられる。通信量の均衡・不均衡自体を適用基準とすること自体が、新規事業者や中小規模の事業者にとって不利であるから適切でないとの意見が示され、加えて一の機能に関し、ビル&キープ方式が適用される者と適用されない者が混在することは、接続料算定の適正性・公平性を損なうとの意見も示されていることを考えると、通信量の均衡を適用基準とすることに接続事業者の理解を得られる状況になく、これにより得られるメリットを勘案しても、現時点で通信量の均衡・不均衡を適用基準とする形でのビル&キープ方式の導入が必要とは考えられない。 ○ 今後、双方向型のデータ通信機能を利用する接続形態が出現・増加する状況になれば、相互に接続料を精算することに伴う課題が実際に生じ、改めて接続料算定の在り方を検討することが必要となることもあり得るので、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方式の導入の在り方について検討を深めることが適当である。 	
<p>(3)その他</p> <p>1)NTT東西のNGNにおけるGC接続機能の類似機能のアンバンドル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ GC接続機能の類似機能のアンバンドルには、收容ルータから他社中継網へのパケットの振分が必要となるが、NGNでは、收容ルータの負荷を分散し効率的なネットワークを構築する観点から、收容ルータは、上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されているため、アンバンドルにはルータ等の容量の抜本的な見直しが必要となり、その実現は困難と考えられる。しかし、アクセス回線のFTTH化や固定電話からひかり電話への移行等が進展する中で、当該機能の重要性は一層高まると考えられるため、アンバンドルについて検討を深めることが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ GC接続機能は、アクセス手段が当社の固定電話しかなく、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代に、導入されたものであると認識しています。しかしながら、その後、固定電話市場においても、CATV電話やドライカップ電話等の直取電話サービスの登場により、他事業者は独自のネットワークを構築し、当社の固定電話に依存することなく、お客様を獲得できる競争に変容してきています。まして、ブロードバンド市場(IP電話市場)では、DSL、FTTH、CATV、WiMAX等の高速無線アクセスなど、多様なアクセス手段が存在しており、他事業者は、NGN等当社のIPネットワークに全く依存することなく、IP電話を含めたブロードバンドサービスを提供しています。特に首都圏における、ブ

	答申案	当社意見
		<p>ロードバンド市場における当社のシェア(平成 21 年 3 月末)は 47%と熾烈な競争が展開されています。</p> <p>このように、ブロードバンド市場(IP電話市場)における競争構造は、PSTNの競争構造とは大きく異なっており、NGNにPSTN時代に導入されたGC接続機能を導入する必要はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ また、現在、当社のNGNでは、収容ルータの負荷を分散し効率的なネットワークを構築する観点から、収容ルータは上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計しているため、GC接続機能をアンバンドルする場合は、ルータ等の容量等の抜本的な見直しを含むNGNの網構成の抜本的な変更が必要となり、多額のコストが嵩むことになると想定され、低廉なブロードバンド(IP電話)サービスの提供が困難となることから、答申案のとおり、NGNにGC接続機能を導入することは適切ではないと考えます。
2)加入光ファイバ接続料・ドライカップ接続料等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドライカップ接続料などレガシー系接続料については、PSTNからIP網への移行が進展し、メタル回線の稼働芯線数や通信量の減少傾向が続く中で、接続料水準が上昇傾向にある。これは、コストは効率化等により、毎年度低廉化傾向にあるものの、回線数等の減少による影響がそれを上回っていることによるものであり、今後、コスト面だけでなくプライシング面にも着目した検討が必要となる事態も想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 答申案において、ドライカップ接続料などレガシー系接続料については、「今後、コスト面だけでなくプライシング面にも着目した検討が必要となる事態も想定される」とされていますが、当社としては、接続料は、ご利用いただいた設備にかかる費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則であると考えます。 ■ また、仮に、レガシー系の接続料について、費用の未回収が発生するような意図的な政策を採用するようなことがあれば、他のブロードバンドサービス(FTTH、CATV等)との競争中立性を阻害するとともに、当社だけでなく、電力系事業者やCATV事業者等、自ら設備構築してブロードバンドサービスを展開している設備構築事業者の投資インセンティブを損ねることになり、ブロードバンドサービスの発展・普及に支障が生じるものと考えます。
2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	<p>1)検討の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の指定電気通信設備制度の在り方については、固定通信市場とモバイル市場の融合、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者(回線不設置事業者)の扱い、共同的・一体的市場支配力等の行使の可能性の3点を視点として検討することが重要になると考えられる。 	<p>【固定通信と移動通信の融合を踏まえた接続ルール、ドミナント規制の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 固定・携帯通信事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話－携帯電話相互間のみの通話を無料化する等、移動体業務の分離時やNTT再編成時から市場環境・競争環境は一変してきています。こうした中で、お客様のご要望にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを迅速かつ柔

	答申案	当社意見
	<p>2) 検討課題</p> <p>① 市場画定</p> <p>○ 今後、ネットワークレベルで固定通信と移動通信の差異が希薄化し、固定アクセス回線を用いたサービスと移動アクセス回線を用いたサービスが一体的に提供されるFMCサービスが本格的に展開されるようになると、固定通信市場とモバイル市場の二分法だけで指定事業者を指定することの妥当性について、FMCサービスに対応した市場画定の要否も含めて検討することが必要になると考えられる。</p> <p>○ これまでは、回線設置事業者間の接続等を公正競争環境整備の主たる対象としていたため、通信レイヤーのドミナント事業者を想定して通信レイヤーに着目した市場画定を行ってきた。しかし、通信レイヤー市場の市場支配力の上位レイヤー市場へのレバレッジにも留意すべきとの意見や、今後の上位レイヤー市場の伸長に着目すると、当該市場の主要プレイヤーである回線不設置事業者の事業法上の位置付けを含め、通信レイヤー市場のドミナント事業者と上位レイヤー市場の関係に着目した市場画定の在り方について検討することが必要になると考えられる。</p> <p>○ 更に、我が国では、小売市場・卸売市場を区別することなく、固定通信市場・モバイル市場の市場画定を行っているが、EUでは、小売市場・卸売市場を分けるとともに、アクセス市場、発信市場、着信市場などに細分化して市場画定するアプローチを採用している。我が国でも、現在行っている競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法を採用することの適否についても検討が必要になると考えられる。なお、市場画定の在り方の検討に際しては、市場画定手法の在り方や「部分市場」の概念の活用なども併せ検討することが適当と考えられる。</p> <p>② 市場支配力</p> <p>○ 今後、現在の市場に加えて新たな市場を画定する場合等を想定すると、市場支配力の認定方法として、従来の設備シェアに加えて、需要、供給の弾力性・代替性など設備シェア以外の要素を考慮することの妥当性・必要性を検討することが必要になると考えられる。ま</p>	<p>軟に提供していくためにも、当時講じられた措置のうち、現在の市場環境にそぐわなくなっているものについては、禁止行為規制を含め、早急に撤廃や抜本的見直しを実施していただきたいと考えます。</p> <p>■ また、FMCサービス等の固定／移動融合サービスの提供等、部分的な水平的市場統合に対応したドミナント規制に係る議論に関しては、現在の指定電気通信設備規制において、固定系設備のボトルネック性についてはネットワークのオープン化により小売市場に及ぼす影響を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための措置が、それぞれ既に講じられているため、新たな規制を設ける必要はないと考えます。むしろ、固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者は、固定通信事業者に対して固定通信事業者の接続料よりも非常に高い接続料を設定している一方で、自社又はグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料で補填している懸念があるため、当該事業者が設定している接続料の適正性や、自社やグループ内の取引条件が他事業者との間の取引条件と公平な取扱いとなっているか否かをチェックする仕組みを設けることについて、検討していただきたいと考えます。</p> <p>【通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジ】</p> <p>■ 最近では、Google等のグローバルプレイヤーによる通信サービス市場への参入等、上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが垂直統合型サービスを展開し、今後、上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが市場支配力を通信サービスレイヤーで行使することも想定されることから、上位レイヤーからの市場支配力の行使等についても議論を深めていく必要があると考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<p>た、今回の検討でも議論されたように、モバイル市場において、MVNOなど電波の割当を受けない者との接続が重要性を増している状況を踏まえると、有限希少な電波の割当を受けることと市場支配力との関係について検討することが必要になると考えられる。</p> <p>○ これまでは一の市場に閉じる形で単独の事業者を対象に市場支配力の認定を行ってきたが、携帯事業者による垂直統合型の事業展開のように、一の事業者が複数の関連市場にまたがって事業展開を行うことや、ドミナント事業者が、その子会社・関連会社等が一体となって事業展開を行うことなどについて、公正競争上の懸念が示されている状況にある。</p> <p>○ 今後の競争環境の推移を注視する必要があるが、このような状況の中で、従来の単独市場・単独事業者の考え方で対応できない事態が想定されれば、一の市場の市場支配力の関連市場へのレバレッジの問題や、異なる市場で市場支配力を有する事業者であって互いに密接な資本関係を有する事業者同士が、一体的な事業展開を行うことの問題、市場支配的事業者が、一の市場で子会社等と一体的な事業展開を行うことの問題など、共同的・一体的市場支配力等の行使に係る問題について、市場支配力の認定との関係で検討することが必要になると考えられる。</p> <p>③規制内容</p> <p>○ 今後、規制内容を検討する場合は、規制の構成要素(接続関連規制、行為規制、サービス関連規制)、規制構造(接続関連規制前置)、各規制構成要素の規制内容等について、それぞれ検討することが必要になると考えられるが、これらは、市場の画定内容や規制根拠とリンクした市場支配力の認定方法と密接に関連すると考えられるため、各市場の特性や市場ごとの規制根拠等に照らして、個別具体的に検討することが必要になると考えられる。</p>	